

## 伊丹市監査委員告示第13号

### 監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対して講じた措置の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年(2025年)11月19日

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

記

#### 1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

#### 2 監査の対象部局

総務部	人材育成室	人事課、給与制度課、研修厚生課
市民自治部	まちづくり室	生活環境課
	環境クリーンセンター	総務課、業務課
健康福祉部	地域福祉室	障害福祉課、法人監査課
	保健医療推進室	後期医療福祉課

#### 3 措置を講じた部局

総務部	人材育成室	研修厚生課
市民自治部	まちづくり室	生活環境課
	環境クリーンセンター	総務課
健康福祉部	地域福祉室	障害福祉課

#### 4 監査の期間

令和7年(2025年)8月25日～令和7年(2025年)10月24日

5 監査結果提出日

令和 7 年(2025 年) 11 月 10 日

6 措置の内容

定期監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙令和 7 年(2025 年) 11 月 13 日付け伊総人研第 484 号、令和 7 年(2025 年) 11 月 17 日付け伊市ま生第 960 号及び令和 7 年(2025 年) 11 月 14 日付け伊健地障第 4855 号の通知文書のとおりです。

(公印省略)  
伊総人研第484号  
令和7年11月13日  
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 監査の対象部局

総務部 人材育成室 人事課、給与制度課、研修厚生課

##### 2 措置を講じた部局

総務部 人材育成室 研修厚生課

##### 3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

##### 4 監査の期間

令和7年(2025年)8月25日～令和7年(2025年)10月24日

##### 5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

研修厚生課

指 摘 事 項	回 答
<p>I 財産管理について</p> <p>(I) 準公金等の管理について</p> <p>研修厚生課の準公金等を保管する金庫の管理状況を調査したところ、当該金庫と金庫の鍵を同じキャビネットで保管しており、また、金融機関への届出印の保管庫が執務時間中において施錠されていませんでした。</p> <p>今後は、金庫及び金庫の鍵並びに金融機関の通帳及び届出印のそれぞれの保管方法について、紛失や盗難等のリスクを十分に認識した上で、適切に対策してください。</p>	<p>準公金等を保管する金庫の管理については、適切な管理方法に見直します。</p> <p>具体的には、当該金庫と金庫の鍵を別に保管します。また、金融機関の通帳を保管する同金庫および、通帳の届出印を保管する保管庫においても、それぞれ別のキャビネットで保管し、いずれも常時施錠するようにします。</p>

(公印省略)  
伊市ま生第960号  
令和7年11月17日  
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

#### 1 監査の対象部局

市民自治部	まちづくり室	生活環境課
環境クリーンセンター	総務課、業務課	

#### 2 措置を講じた部局

市民自治部	まちづくり室	生活環境課
環境クリーンセンター	総務課	

#### 3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

#### 4 監査の期間

令和7年(2025年)8月25日～令和7年(2025年)10月24日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

以上

## 監査結果に対する措置について

生活環境課

指 摘 事 項	回 答
<p>I 公の施設の指定管理について</p> <p>(I) 基本協定書に係る仕様書の未作成について</p> <p>伊丹市営斎場及び伊丹市神津墓地合葬式墓地の管理に関する基本協定書を確認したところ、仕様書の作成及び添付がなされておらず、文書管理システムにおいても同じ状況でした。</p> <p>仕様書を作成・添付していない理由として、基本協定書締結前年の指定管理者募集時に配付した募集要項に付属の仕様書をもって代用しているとのことでした。</p> <p>しかしながら、市の契約事務では、契約締結時に改めて仕様書を作成し、契約書とともに綴るという運用を行っており、公の施設の指定管理に係る基本協定書の締結においても同様に手続すべきです。</p> <p>今後は、指定管理者制度所管課と協議・調整した上で、適切な協定締結事務を行ってください。</p>	<p>指定管理者制度所管課と協議・調整の上、仕様書の添付を行うこととし、令和7年11月11日に株式会社五輪と協議書及び仕様書を取り交わしました。</p>

## 監査結果に対する措置について

環境クリーンセンター総務課

指 摘 事 項	回 答
<p>I 財産管理について</p> <p>(I) 現金の管理について</p> <p>環境クリーンセンターでは、収納金やつり銭資金等の現金を備付けの金庫にて保管していますが、調査日において、公金以外の現金が保管されていました。</p> <p>事情を確認したところ、同センター敷地内で拾得された現金であるものの、拾得日時等が明らかではなく、長期間にわたり保管されていたとのことでした。</p> <p>拾得物である現金については、警察署へ速やかに届け出る必要があるため、今後は、適切に処理するようしてください。</p>	<p>保管されていた現金については、速やかに警察署へ届出しました。同時に、拾得物の取扱いについて保管ルールを定め運用を開始しています。</p> <p>また、拾得物を速やかに警察署へ届け出ること、現金の保管の際には、整理整頓された金庫内にて保管することを課内で周知し徹底しました。</p>

(公印省略)  
伊健地障第4855号  
令和7年11月14日  
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

#### 1 監査の対象部局

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課、法人監査課  
保健医療推進室 後期医療福祉課

#### 2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

#### 3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

#### 4 監査の期間

令和7年(2025年)8月25日～令和7年(2025年)10月24日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

障害福祉課

指 摘 事 項	回 答
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 債権管理について</p> <p>訪問型歩行・生活訓練事業利用者徴収金の収納状況を確認したところ、履行期限までに納付されていないものが1件ありましたが、適切な履行確認を怠り督促手続を行っていませんでした。</p> <p>伊丹市債権の管理に関する条例第7条には、履行期限から20日以内に10日以内の履行期限を指定して督促状によって督促する旨が規定されています。今後は、課内におけるチェック体制を強化し、適切な債権管理を行ってください。</p> <p>2 支出事務について</p> <p>(1) 障害者就労促進事業業務委託について</p> <p>障害者就労促進事業業務委託に係る一連の事務手続等において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。</p> <p>【こども発達支援センター等における施設の室内外の清掃業務及び軽作業にかかる委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約書において、受託者が市に提出することとなっている収支決算書及び四半期ごとの事業報告書を、期日までに提出していません。(委託契約書第5条第1項)</li><li>・委託契約書において、受託者が市に提出することとなっている年間事業報告書が、工賃・出席日数等の報告に留まっており、委託業務の履行を確認するのに不十分です。(委託契約書第5</li></ul>	<p>調定作成時に納入期限について管理台帳に記載し、適切な債権管理を行います。</p>

## 監査結果に対する措置について

障害福祉課

指 摘 事 項	回 答
<p>条第1項)</p> <p>【図書館北分館等における施設の室内外の清掃業務及び軽作業にかかる委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約書において、受託者が市に提出することとなっている四半期ごとの事業報告書を、期日までに提出していません。(委託契約書第5条第1項)</li><li>・令和6年度の委託料に精算が生じるにもかかわらず精算処理を行っていません。(委託契約書第5条第2項)</li><li>・契約書に定めのない事項については、受託者と市が協議の上、決定することとなっていますが、協議内容が書面等で記録されていません。</li></ul> <p>(委託契約書第11条)</p> <p>(2) 障害者地域活動支援センター事業費補助金について</p> <p>障害福祉課では、伊丹市障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱に基づき、地域活動支援センター事業の経費の一部に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和6年度の同補助金の額の確定事務を確認したところ、金額を確定させる計算に誤りがあり、補助金を過大に交付している事例が1件ありましたので、速やかに精算処理を行ってください。</p> <p>(3) 重度障害者等就労支援助成金について</p> <p>障害福祉課では、伊丹市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱に基づき、重度障害者等の就労を支援するための助成金を支給しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約書に基づき、期日までに事業報告書の提出を求めます。</li><li>・精算が必要な金額について、相手方と協議・調整の上、速やかに精算処理を行います。</li><li>・契約書に定めのない事項については、書面等で記録を残すよう事務を改めます。</li></ul> <p>補助金を過大に交付した事業所に対し、その旨連絡の上、精算に向けて協議を開始しています。</p>

## 監査結果に対する措置について

障害福祉課

指 摘 事 項	回 答
<p>す。</p> <p>この助成金は、同要綱の別表に定める単位数に単価を乗じて得た額を基準に支給するものですが、令和7年4月分の助成金に係る支出負担行為決議書を確認したところ、助成金額算定に用いる単位数が令和6年4月に改定されているにもかかわらず、改定前の単位数を用いて算定していたため、令和6年4月分から令和7年4月分までの助成金が過少に支給されていましたので、速やかに精算処理を行ってください。</p>	
<p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 備品管理について</b></p> <p>障害者福祉センターは、指定管理者によって管理運営されており、障害福祉課所管の備品が使用されています。これらの備品については、基本協定書に基づき、市が指定管理者に貸与し、両者で貸与物品一覧表を保有し管理しています。</p> <p>同センターの物品の保管状況について調査したところ、すでに廃棄しているにもかかわらず、備品台帳に登録が残っている物品（重要物品）が1件ありました。</p> <p>伊丹市会計規則第106条第2項には、「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない。」と規定されており、物品の保管と併せて備品台帳や貸与物品一覧等の管理台帳の整合性を図る必要があります。</p> <p>今後は、物品の保管状況と備品台帳等が一致</p>	<p>新規購入や廃棄があった備品については、年に1度、市と指定管理者双方で現物確認を実施します。</p>

## 監査結果に対する措置について

障害福祉課

指 摘 事 項	回 答
<p>するよう、適切に処理してください。</p> <p><b>4 公の施設の指定管理について</b></p> <p><b>(I) 指定管理に係る事務手続について</b></p> <p>指定管理に係る一連の事務手続において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。</p> <p>【障害者福祉センター及び障害者デイサービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防火管理者について市長が選任していません。(基本協定書第18条)</li><li>・事業計画書について事前に提出を受けているものの、文書管理システムにて収受及び起案・決裁の処理がなされていないため、提出日・内容確認の有無が不明です。(基本協定書第28条第2項)</li><li>・令和6年度年間事業報告書に「利用拒否等の件数及び理由に関する事項」の記載が漏れています。(基本協定書第29条第1項第2号)</li><li>・令和6年度年間事業報告書の提出に際し、備品台帳が未提出であり、また、市の確認も受けていません。(基本協定書第29条第2項)</li><li>・令和7年3月分月間事業報告書について起案ではなく供覧で処理されています。(基本協定書第30条)</li></ul>	<p>基本協定書にのっとり、適正な事務を行うよう努めます。また、指定管理者に対しても指摘事項の共有を行い、改めるよう指導を行います。</p>